

令和5年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和5年3月24日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介						
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美						
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一						
	7番 津村 俊二	8番 益川 敦智						
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志						
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎						
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明						
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗						
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第2号から議第11号まで及び議第19号から議第34号まで並びに請願第1号
(令和5年度野洲市一般会計予算 他26件)
- 各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 決議第1号
(令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議(案))
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 議第37号から議第39号まで
(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第15号) 他2件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 発議第1号及び発議第2号
(野洲市議会の個人情報の保護に関する条例 他1件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第1号及び意見書第2号
(深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書(案)
他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたのでご確認願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第5番、村田弘行議員、第6番、木下伸一議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君）　日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第2号から議第11号まで及び議第19号から議第34号まで並びに請願第1号令和5年度野洲市一般会計予算他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君）　第17番、稻垣誠亮です。

去る3月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第19号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例、議第20号野洲市個人情報保護審査会条例、議第21号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の3件を一括審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

以上により、議第19号から議第21号については、採決の結果、全て全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号野洲市企業版ふるさと納税基金条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第22号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号野洲市都市計画事業基金条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第23号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第29号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、岩井智恵子議員。

○15番（岩井智恵子君） 文教福祉常任委員会審査報告。第15番、岩井智恵子です。

去る3月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告をいたします。

まず、請願第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書について、請願者から詳細な説明を受け、その後、請願者に対し、委員から質疑を行いました。

委員からの「近隣の草津、守山、栗東市の医療制度はどのようにになっているか。」との質疑に対し、請願者からは、「近隣市も同じように家族の会があり、3月議会に請願を出し、現在審議中である。」との答弁がありました。

また、委員からの「いろいろな理由があつて働けないと思うが、お話を聞かせていただきたいが可能か。」との質疑に対し、請願者からは、「当事者本人ということであれば、たんぽぽの会の定例会においていただけたらありがたいと思う。」との答弁がありました。

また、委員からの「県の担当課等に交渉、要望等されていると思うが、反応はどうか。」との質疑に対し、請願者からは、「気にされているが、19市町のうち12市町でこの3月

議会に提案をさせていただき、それをもって三日月知事にお話をさせてもらいたい。」との答弁がありました。

また、委員からの「請願の内容を見て、奈良県の制度では、500円と1,000円の自己負担という形でされていたが、他の県でも既に制度は導入されているのか。」との質疑に対し、請願者からは、「精神の手帳を持っている方の2級までは、山梨、岐阜、奈良である。重度とされている1級については既に実施されている。全体でも7割が2級で、我が家たちは、手帳を持っている人は全員助成をしていただきたいのが正直なところである。」との答弁がありました。

また、委員からの「2点要望されていて、1点は、県に市議会として意見書の提出ということで、もう一点は、医療費助成制度の改善をと依頼されているが、市に対してということで理解してよいのか。」との質疑に対し、請願者からは、「市が半分、県が半分という形で助成していただきたいのが正直なところである。」との答弁がありました。

また、委員からの「精神障がいの方の問題というのは、特定の地域の話ではなく、全体に関わることで、県と市というより、国に対してアクションはないのか。」との質疑に対し、請願者からは、「国からは1割補助が出ている。県と市町で残りの補助金はやっていただきたいと、そのように認識している。」との答弁がありました。

続いて、請願1号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、「趣旨的には反対するところは全くないが、1番の制度で、見直しを市に対して要望される部分で疑問を感じる。費用の件もあり、まずは県の制度が整って、不足を補うという形が本来と思うが、そのようなことを調べた上で紹介議員を引き受けておられるのか。」「無論承知している。周知していただく意味で、財政的にも大変難しいことは承知の上で、請願書、意見書両方とも、あえて出させていただいた。ただ1点懸念があるとすると、何でも簡単に楽に頼ってしまう、そういう受診が増えて、薬の乱用とならないように気をつけていかなければならない。必要なものを受けられないというのは問題なので、そこは一定大事と思う。精神科の入院しか今は認められていない。他の受診のとき、通院、入院が3割負担であるところが大きな負担となっている。県と協議していただく意味でも、市のほうから請願を採択していただきたい。」との意見がありました。

採決の結果、本委員会においては、請願第1号は、全員賛成により、採択すべきものと決しました。

次に、議第24号野洲市立幼保連携型認定こども園条例及び議第25号野洲市立幼保連

携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、一括して審査いたしました。

委員からの「根拠法に基づき一元化することだが、このタイミングで変えるということになった理由と、変わることでどういうことが起こるのか。」との質疑に対し、「一番のメリットは、県などへの提出書類について、今まで別々の法律で行っていたので、幼稚園部と保育園部に分けて提出する必要性があり、事務的にはかなり負担になっていたものが軽減されるということになる。県からも認定こども園の適用を言われており、今回そのような形に変えていくということとした。」との答弁がありました。

議第24号及び議第25号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第24号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第25号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「COPD（慢性閉塞性肺疾患）検査の実効性及び効率性の検証、評価と野洲市がすることはどこで決まっているのか。」との質疑に対し、「野洲市の男性の死亡率は、COPDが高い割合となっている。また、県の健康いきいき21－健康しが推進プランでは、COPDの言葉を知っている人を80%にするという指標や、本市の総合計画では、健康づくりの推進と地域医療体制の整備指標において、喫煙率の減少を挙げている。このことを踏まえ、本市の疾病特性に基づいた健康づくりを推進する意味から、市独自で検診、評価等を行うものである。」との答弁がありました。

委員からの「今回削る野洲市地域公共交通会議と新たに設置される会議の違いは、附属機関であるかどうか以外の違いについて説明願いたい。」との質疑に対し、「現在は市長が附属機関として、市長部局で議論をしているが、次は法定協議会として設立するので、特別組織ということで立ち上げる予定をしている。」との答弁がありました。

委員からの「趣旨、目的、検討事項等は同じで、その附属機関であるかどうかが違うだけという理解でいいのか。」との質疑に対し、「現行のものと今回新しくするものがまず違うのは根拠法令である。今度新しくするのは、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づくものであり、現行のものは、道路運送法施行規則に規定するものである。何が違

うか簡単に言うと、現行のものは、公共交通に関する地域住民の意見を取りまとめる会議、それに対して、新しい会議は、地域全体、バス、JR、その他、道路網を含めた総合的な計画を行うことである。」との答弁がありました。

議第26号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第26号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「3条の野洲市家庭的保育事業の条例の一部改正で、『新設して、家庭的保育事業者等が安全計画を策定し』とあるが、小規模保育事業が始まって1年になるが、安全計画というものがなかったのか。また、意味が違うのか。」との質疑に対し、「市が行う小規模保育園の認可の段階において安全計画を確認している。今回、様式等が定められて、安全計画の義務化がされた。」との答弁がありました。

議第27号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第27号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第30号野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例、議第32号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）、議第33号工事請負契約の変更について（総合体育馆大規模改修工事（機械設備工事））について審査いたしましたが、いずれも質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第28号、議第30号、議第32号、議第33号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、山崎敦志議員。

○10番（山崎敦志君） 10番、山崎敦志です。

去る3月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、委員会では、付託を受けた議第31号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「『メーター』等の文言を削る文言変更が大きな変更点か。『メーター』を『口径』という文言に改めることは、『メーター』という言葉を使用しないと理解していいのか。」との質疑に対し、「全てではないが、表現の中で重複している部分などの修正を行った。定義は変わっていない。」との答弁がありました。

議第31号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第31号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議第34号市道路線の認定について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「道路地番を登記所で調べたところ、野洲市所有となっているが、経緯を説明願う。」との質疑に対し、「開発で設けられた道路は、工事完成後に、市のほうで完成検査を実施し、合格すれば事業者より帰属を受ける。道路法第8条第2項の規定に基づき、直近の市議会に市道認定議案を上程する。可決後に、道路法第9条に基づき市道認定を報告することにより、市道としての効力が発生する。現在、野洲市名義であるが、公衆用道路扱いである。」との答弁がありました。

議第34号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第34号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。
○議長（荒川泰宏君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君） 第9番、東郷克己です。

去る3月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日、14日、15日に各分科会を、また、22日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第2号令和5年度野洲市一般会計予算、議第3号令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第7号令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第8号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第9号令和5年度野洲市水道事業会計予算、議第10号令和5年度野洲市下水道事業会計予算、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算、以上10議案を議題として、3月22日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和5年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたこと、各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第2号令和5年度野洲市一般会計予算については、総務分科会長報告では、総務費で、委員からの「病院事業会計の負担金が約11億円あるが、市の財政にとって過大な負担になる点についての認識を問う。駅前の土地を売却せず資産として保有しても、財政的には市政運営に問題ないのか。」との質疑に対し、「駅前の整備に係る土地の活用益について、売却するか、定期借地とするか、あるいは複合する形とするか、今後検討を進めることとなる。駅前の部分を一括で返還することについて、市政運営上、財政的には問題ないと判断している。」との答弁がありました。

また、委員からの「結婚新生活支援事業補助金の助成対象となる新婚世帯の要件は。」との質疑に対し、「令和5年1月1日から令和6年3月8日までに入籍した世帯で、所得要件として、夫婦の所得が合わせて500万円未満の世帯を対象とし、また、夫婦ともに、婚姻日における年齢が39歳以下の世帯に限定する。」との答弁の報告がありました。

次に、歳入で、委員からの「地方交付税が昨年より4億7,000万円減額となっている。これは、法人市民税の增收で減額になるとのことだが、ふるさと納税が16億円あることで地方交付税の算定に影響しないのか。」との質疑に対し、「ふるさと納税については、

地方交付税の算定に影響はない。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会会长報告では、民生費で、委員からの「介護福祉人材確保緊急支援事業における通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業予算1,000万円の内訳は。」との質疑に対し、「委託料として、サービス導入調査検討業務委託料で154万円、運行準備サポート業務委託料で346万5,000円、補助金として、運行管理団体へ500万円を計上している。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「介護保険施設等維持管理費で、旧中主ふれあいセンター維持管理費の新規計上について、今まで管理されているが、何が変わったのか。また、管理委託料140万円では、どのような管理となるのか。」との質疑に対し、「旧ふれあいセンターにおいて、令和5年4月から小規模多機能型居宅介護事業所が開所予定である。今まで総務部総務課において管理していたが、当該事業所が建物の半分程度を使用されることから、介護保険課で施設全体を管理するためである。管理委託料は、施設清掃、点検及び設備機器の点検、敷地内草刈りである。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員からの「教育振興事業費のスクールロイヤーは学校長等が直接弁護士に相談できる制度であるが、相談は何件を予算計上しているのか。また、予算不足への対応は。」との質疑に対し、「1校につき5回程度の相談を想定している。予算を上回る場合は補正予算をお願いすることになる。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「地域学校協働活動事業費の家庭教育支援は、行き渋りの児童や地域からの孤立等への支援で、ふれあい教育相談事業のこころの教育相談と共通する部分があるが、両事業の連携はどうなるのか。」との質疑に対し、「こころの教育相談では、保護者等からの発信があって相談支援を行うが、家庭教育支援は、地域の中での困り事に対し、支援員が家庭に出向いていく事業であり、こころの教育相談と連携していく必要があると考えている。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会会长報告では、衛生費で、委員からの「塵芥処理費について、新規事業のごみ分別アプリのアプリ名と、啓発、周知の方法は。また、アプリはスマートフォン等に取り込むという認識でよいか。」との質疑に対し、「アプリの名称はまだ決定していない。啓発、周知については、十分検討し、対応したいと考えている。また、スマートフォン等にアプリを取り込み、機能として、手元ですぐ確認できること。アラーム機能により、ごみ出しの前日にアラームを鳴らすことが可能となっている。」との答弁の報告がありました。

また、商工費で、委員からの「商工振興事業費の創業支援補助金について、対象者は何人を見込んでいるのか。」との質疑に対し、「創業者数は12名を見込んでいる。」との答弁の報告がありました。

また、土木費で、委員からの「都市公園管理費の公園施設等長寿命化計画策定業務について、何か所の都市公園を対象にしているのか。また、計画の内容は。」との質疑に対し、「14か所の都市公園を対象にしており、遊具が56、施設が28、合わせて84の施設で長寿命化の計画を予定している。できるだけ長もちさせることを目的に、できるだけ安価なコストで、効果的、効率的な維持管理、更新を行っていくための方針やスケジュール等を示した計画とする予定である。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「住宅対策事業費のやすらぎ淡海の家供給事業家賃減額補助金について、ほほえみ野洲の郷は何戸あるのか。また、今後物件が増えていく可能性はあるのか。見通しは。」との質疑に対し、「戸数は21戸である。5階建てで、1階がデイサービス、2階から5階が住戸となっている。この事業は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて建てられたものであり、県内には7物件あり、今後増えていく見通しはない。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第3号令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「野洲市の国保税は県下でも高い水準である。令和5年度当初予算では、税率は据置きとなっているが、基金の保有状況から、国保税の引下げは可能ではないか。また、野洲市の国保税が高くなる要因に、均等割が非常に高い状態にある。まず、野洲市の均等割を引き下げるることは考えられないか。」との質疑に対し、「令和5年度も令和4年度と同じ税率で運営するが、税率を維持するために基金を1億5,300万円投入する。また、今後も医療費の高騰が見込まれることや、滋賀県で統一保険料の方向で検討されていることを踏まえ、野洲市独自で均等割の引下げは考えていない。なお、税率については、県の保険料統一化の中で検討していく予定である。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第4号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第5号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「介護保険事業費の第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業

務で341万円計上され、令和4年度に実施する調査結果を基に計画策定を行うとあるが、調査の分析、評価の状況は。」との質疑に対し、「令和4年度、ニーズ調査を行ったが、現在集計中である。調査結果を第9期策定に反映させる。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第6号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第7号令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「前年度と比較して約2,230万円の増額となっているが、更新費用が主な要因か。」との質疑に対し、「水利施設の管理業務として、石部頭首工の水晶式水位計更新があり、全部で6基の水位計がある。故障した1基の水位計については、緊急性が高いため、令和4年度に更新しているが、残りの5基については、令和5年度に更新が必要なため、増額となっている。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第8号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第9号令和5年度野洲市水道事業会計予算について審査いたしました。

委員からの「老朽管の敷設替について、石綿管はまだ残っているのか。また、老朽管の更新についての進捗状況は。」との質疑に対し、「石綿管の更新については、令和6年度で完了予定であり、残り約720メートルである。老朽管の更新については、年間更新率1%を目指し更新を行っている。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第10号令和5年度野洲市下水道事業会計予算会計における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「公共下水道ストックマネジメント点検調査業務委託についての詳細は。」との質疑に対し、「令和元年度にストックマネジメント基本計画を策定し、管路内の管渠洗浄工について、5,933メートル、本管テレビカメラ調査工について2,670メートル、取付管カメラ調査工について237か所他、マンホール蓋の点検を実施します」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算について審査いたしました。

委員からの「病院事業会計の債務負担行為について、97億5,200万円は非常に高額で、特別委員会の質疑では、『債務負担行為を認められたら、契約に関して、議会の関与がない』という答弁であった。予算可決後においても、契約について、一定議会のチェック

クが必要ではないか。」との質疑に対し、「選定委員会における審査後に意見具申がなされ、契約手続に着手するが、その段階で、野洲市民病院整備事業特別委員会を開催いただき、選定審査内容等について議会で確認いただく。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「最終執行する前に、野洲市民病院整備事業特別委員会において説明を受け、最終チェックができる認識でよいか。」との質疑に対し、「特別委員会の場合は、本会議で行われる議決ではないが、委員会規則等の規定により表決はできる、拘束力はないが、全議員が委員となっている趣旨から考えても、委員会での表決を無視して進めることは考えにくい。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「議案質疑において、『地盤問題と関連し、基本は耐震方式を前提とするが、整備費とスケジュールが確保できれば免震方式の提案も検討する』と答弁された。債務負担行為 97 億 5, 200 万円は耐震方式の場合の額であり、免震方式となれば予算も大きく変わらうと思うが、債務負担行為の根拠は。また、耐震と免震方式では、建設費はどれぐらい変わるのか。」との質疑に対し、「免震方式は金額が高くなる。今回、総合評価落札方式により、技術力を持った事業者からの提案を期待しているが、予算を超えての契約はない。また、免震方式は、金額的には 7 億円程度上がり、工期面では 6 か月程度延びる。」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議を行いました。まず、一般会計予算について、委員から、「野洲駅南口周辺整備事業については、A、B、C ブロックの整備検討が前提だが、A から E ブロックまでの一体的な開発を支持する方は、これには賛成できないのではないか。」との意見に対し、他の委員からは、「容積率の緩和によって、A、B、C ブロックでも成立可能だと認識している。」との意見がありました。

続いて、病院事業会計予算について、委員から、「軟弱な地盤が心配される建設予定地について、昨年 6 月 15 日の執行部の資料により、建設可能とするエビデンスが専門家の意見を付して出されたが、このたび、その専門家が、『私は安全性を保証したわけではない』と表明されている。つまり、当該土地の地盤の安全性を保証するエビデンスがなくなったので、今回の債務負担行為は、もはや提案される前提は崩れている。」との意見に対し、他の委員からは、「執行部は、『保証』という言葉は使っていない。この資料は、事業を進めしていくに当たって、市の所見やデータについて、現時点での確認をされたものである。現段階では、このデータを基に進めていく上において問題ないと判断されたと認識している。」との意見がありました。

次に、採決について、議第2号から議第5号まで及び議第11号の5議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第6号から議第10号までの5議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第11号に対し附帯決議（案）が提出され、採決の結果、賛成多数でこれを可決いたしました。

その内容は、市議会での監視機能を発揮し、市民に開かれた情報開示を担保するため、病院整備事業を進めていく重要な段階において、野洲市民病院整備事業特別委員会に対し、審議と了解を得るよう努めた上で事業を進めることを求めるものです。

さらに、新病院開院後は、最大限の企業努力により、医療の質向上と健全経営に努め、市立病院として、公共福祉向上の役割を果たすことも求めています。

また、附帯決議を議会の意思とするため、本日、議第11号が可決された場合には、同内容の附帯決議を委員会提出議案として本会議に提出することを決定いたしました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対し、益川教智議員から、タブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、益川教智です。

議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算修正案の修正理由をご説明申し上げます。本予算において、野洲市民病院整備事業に係り、令和5年度から令和8年度にかけて97億5,200万円を上限とする債務負担行為が提案されています。

しかしながら、病院整備を進めようとしている温水プール跡地は利便性が悪く、患者の来院手段が自動車等に限定されることが懸念されます。

また、病院の利用頻度については、高齢になるほど高くなっていくものと考えられますが、その高齢者の運転免許については、今後より一層の返納が推奨されることが見通され

る現状において、そのような立地に病院を整備することには理由がないと考えます。

また、駅前での病院整備計画において、予定されていなかったシャトルバス並びにデマンドタクシーを検討しているということですが、これには毎年約1,700万円の費用が発生し、病院の健全経営の重荷になることは明らかであります。

医師や看護師の確保については、駅から徒歩数分の公立である現病院においても看護師等の退職に歯止めが効かない現状において、今よりもアクセス困難な場所へ移ることにより、より一層の困難が予想されます。

そして、高圧線より発生する電磁波の健康や医療機器への影響については、市は、昨年12月に専門家及び市民講座を開催し、そこで、WHOの考え方を基準として、健康への影響については問題ないと説明されました。しかしながら、いまだに電磁波による健康への影響については、その因果関係が明らかになっていないということでありまして、現在も、その因果関係の有無については世界中で研究が進められているところであります。

また、現実として、スウェーデンをはじめとする海外では、小学校など、子どもの公共施設の付近には送電線を新設しないと定めている国もあり、市民の命と健康を守る病院においては、より一層の厳しい基準で判断することが求められます。ここから、いまだに、高圧電線による懸念というものは払拭されたとは言えません。

また、事業収支についても、現病院とは立地環境が大きく異なり、さらに、病床構成についても、いまだ検討中ということですので、その精度に甚だ疑問があります。

さらに、これまで、地域医療の担い手である守山野洲医師会、多くの市民、一部の議員から、温水プール跡地の軟弱地盤に対して懸念が示されてきました。軟弱地盤の病院整備への影響としましては、建設に当たっての安全性、また、整備費用の増大などが挙げられます。市は、その懸念を払拭すべく、昨年6月15日付の野洲市民病院の新たな整備場所（温水プール跡地）が建築可能な地盤であることのエビデンスについてという資料をもって、以降の市民説明会や新病院整備についての委員会等で、「地盤については専門家に確認を取っているので大丈夫である」という説明を繰り返してきました。これは、議事録を確認しても、少なくとも市民がそのように受け取るような説明をしてきたことは明らかであります。

しかし、その資料の中で地盤の安全を確認したとされる専門家は、今回、資料にある意見のみで当該建物の安全性を保証する証拠とまでは言えないし、自身にはそのような職責も権限もないと述べていることが明らかになりました。これは、私が直接その先生にお手

紙を出した中で、その返答として頂いたお手紙の中にあった記述であります。

しかし、このたび、守山野洲医師会が、軟弱地盤に対する懸念が払拭できず、本当に温水プール跡地で安全に、他の候補地よりも安価で病院が建設可能なのか確認したいという考え方から、当該専門家に書面で質問したところ、その返答があり、つい先日、メディアに公表、公開された資料の中に、より詳しい記述がありましたので、ここで要らぬ誤解を与えないように、本文を朗読させていただきます。

「昨年11月の評価委員会での資料に関して、最近外部の方から直接個人宛てに質問や、意見の内容が間違って伝わっていると思われるような風評を間接的に伺い、困惑しています。委員会外で個人として外部にお答えする立場にはありませんので、委員会および担当部局にお預けいたします。適切に対応いただきます様お願いする次第です。

以下、今までの経緯等につき書かせていただきます。

正確な日時は覚えておりませんが、『建設地が違う場所になり、次回委員会で議論されることになった。説明資料の中に地盤に関することがあるので意見を聞きたい』旨担当部局より連絡がありました。オンラインでの説明で構わないということでしたので、オンラインにてご説明を受けました。

内容としましては、既存ボーリングデータを示された上で、既存データは深度10メートル付近に砂礫層があり、層厚5メートルほどあることからその層が支持層になり得ると考える。建物の設計が進み、構造計算を進める際にその層が支持層とならない場合であっても、深度20メートル以深に砂礫層があり、その層が支持層になり得ると考えられる。いずれの層も同様な層構成になっており、場所によって支持層の深さが大きく変わることはない想定できる。上部のシルト層については法に則して構造計算を行えば問題になることはない。液状化リスクに対しては、地盤調査時に液状化試験を行い、必要に応じて対策を行うことになるというものであり、これに対して、市から提示された資料から拝見する限りでは、一般的技術的なこととして問題ないと考えるとお答えいたしました。また、『資料の内容を補強するのであれば、支持層の構造試計算を行うのがよいのではないか。階数と規模を仮定すれば凡そ杭軸力が分かるので、それで計算をする方法もある。』と申し添えました。

これに対して、最近、「滋賀県大の」、ここでは名前を伏せさせていただきますが、滋賀県大の教授が、「『本地盤で建設することを保証した』という話が野洲市で出回っているようである、という話が複数の方から間接的に耳に入つて参りました。

もし6月15日付野洲市提供資料を根拠としているとしたら、大きな誤解というか、拡大解釈があります。これに関しては、あくまで市が示された資料（砂礫層は支持層になり得る。ただ、詳細は構造計算の際に法に則して行われる）に関して、委員会委員として一般的なこととして問題ないという意見は述べました。これはその通りですが、それ以上でもそれ以下でもありません。」「具体的な支持層および基礎形式の技術的検討を行ったこともなく、また、そのような職責も権限もありません。

6月15日付野洲市提供資料のタイトルにある『建築可能であることのエビデンス』という表現が独り歩きして外部に誤解を与えていたように思います。少なくとも、資料にあります意見のみで当該建物の安全性を保障する証拠とまでは言えないと考えます。まして、私個人にはそのような職責も権限も有しておりません。

建物を支持する支持層及び基礎形式は、設計時における地盤調査等に基づいて設計者が適切に構造計算を行って決定するものであり、それに対して建築確認において特定行政庁または審査機関の建築主事によりその法適合性が確認されるものであります。

直接聞いたわけではないのでどなたが仰っているかなど真偽は不明ですが、仮に、今までのやり取りをもって、私個人が『建設可能だと保証した』とされているとすれば、甚だ遺憾に思います。

本件に関連して、いただいているご質問の中に、支持地盤（深さ）、ボーリング調査本数、シルト層、以前のプール壁剥落等の記載がありますが、当該建物の設計にあたっては、適切な間隔及び本数でボーリング調査および土質試験を行い、支持層（支持地盤、深さ）、圧密沈下、液状化等の検討を行ったうえで、支持地盤、基礎形式を含む構造設計及び構造計算を行われることと思います。

その安全性をさらに確認されたいのであれば、建築確認に加えて第三者による安全検証を受ければよいかと存じます。日本建築総合試験所（G B R C）、日本構造建築設計事務所協会（J S C A）、日本E R I、ビューロベリタスジャパンなどの審査機関で行っていると思います。

担当部局からはその内容等につき丁寧にご説明されては如何かと思います。

以上が今までの経緯とそれに対するお答えです。

外部の方に対しては個人として直接お答えする立場にはありませんので、回答は委員会または担当部局にお預けしたく受領した郵便物は同封させていただいている。

委員会または担当部局から相手方に対して適切な対応をしていただきたくお願いする次

第です。

尚、要らぬ誤解を与え無いよう、本文書の一部を抜粋したり改変することなく、本文書全部をお示しいただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。」。

このような資料が、先日、ちょっと長くなりましたがけれども、守山医師会がマスコミに公開されたものです。

これを読んで、最初に気になったのが、なお書き部分の、要らぬ誤解を与えぬよう、本文書の一部を抜粋したり改変することなく、本文書の全体をお示しいただきますようお願いいたします、との記述であります。通常のビジネス文書または業務でのやり取りにおいて、このような文言が付け加えられることは考えられず、当該専門家の病院整備の担当課に対する思いが、ここに如実に表れているものだと考えられます。

いずれにせよ、これによって、今まで市が行ってきた市民説明会や委員会等での説明が、誤った根拠に基づいたものであることが明らかになりました。この点について、私自身も、資料の内容や、その作成過程に疑問があつたため、資料作成についての市の担当課と当該専門家の協議の記録について、市に情報公開を請求しましたところ、本来適正に作成された資料であれば、当然公開されるものと私は考えますが、完全非公開の決定がなされるとともに、議場における質問におきましても、諸般の事情により、一切の答弁を差し控えるというものがありました。

また、並行して、当該専門家に直接書面により質問したところ、「エビデンスとされている資料について誤解があるため、市担当課に改めて見解を報告してあるので、そちらに問合せを」と返答がありましたので、担当課に確認しましたところ、「確かに当該専門家からは書面が届いているが、公開する予定はない。議員に限ってご確認いただく」との返答がありました。

これまでエビデンスとして公開してきたものについて、その根拠が揺らぎかねないものについては公にせず、伏せた状態で事業を推し進めようとするその姿勢は、本市における病院整備事業の重要さを鑑みるとともに、市政の透明化の観点からも、到底看過できるものではありません。むしろ、このような市の対応では、強引に事業を進めるべく、エビデンスと称して、都合よく専門家の意見を利用したと判断されてもやむを得ず、このような状況に至った原因の速やかな究明が必要であると考えます。

以上のことから、市がこれまで説明してきた安全で安価な病院整備の前提が崩れるとと

もに、その不透明な事業の進め方について疑念が発生している現状におきまして、病院整備事業に係る予算については到底賛成できるものではありません。

よって、修正案を提出するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第11号に対する修正案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後1時55分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入る前に、岩井議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 発言の訂正をさせていただきます。

請願第1号の委員間討議のときに、「ただ1点懸念があるとすると、何でも簡単に薬に頼って」というところを、「何でも簡単に楽に頼って」と申し上げました。

ここに訂正をいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君） 議長、すいません。発言をしてよろしいでしょうか。すいません、質疑の前に、1点確認したいことがあるんですけれども。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時19分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） それでは、益川議員の令和5年度の野洲市病院事業会計予算に対する修正案に対して、先ほどの修正理由を基に質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目です。

1点目は、今回これ、修正案において、野洲市民病院整備事業の97億5,200万円の削減をされていらっしゃいますが、これ、この予算が仮に修正可決された場合、現状の

総合体育館横の市民病院の開院が遅延することにはなると思うんです。そのことについて、現病院、遅延する場合は現施設の病院の営業についてはどのように対処していくべきというふうに理解されているか、まずは1点目、お伺いしたいんです。

今議会の3月7日の耐震の予算については、益川議員は予算、認めていらっしゃると思うんですよ。その中で、益川議員は、さらに国基準の補正でされるべきであるとも述べられているんです。なので、仮にこれ、そういうことであれば、遅延する場合は、現病院の耐震を強化して行っていくべきという考え方なのかなというふうに私は理解ができたんですが、その点、ちょっと整理してお答えいただけたらと思います。

2点目は、修正理由の中で電磁波のことが述べられていました。健康や医療機器への影響が指摘されているということですが、これらの疑問、不安というのは、これ、「因果関係」という言葉が出てきましたけども、これ、学者によっても見解ってばらばらじゃないですか。なので、百ゼロで出てくることってまずあり得ないと思うんですよ。

益川議員は、この因果関係とか学者の見解について、あくまでも百ゼロで貫徹を求められるのか、50%ぐらいの、5割5割でいいのか、そのあたりのところがすごく読めなかったんです。あくまでも、先ほどの益川議員の答弁を聞いていると、百ゼロじゃないと駄目だというふうに私は解釈したので、その点についてお伺いしたいと思います。

私、野洲の、これは事業が違いますけども、南口の複合商業施設の建設とかについても、自ら、ある程度ゼネコンとか専門家とかに僕、足を運んで、政務活動調査を行ってはいるんですが、当然ここまで益川議員もおっしゃられるわけですから、ある程度、僕、議場内だけがやっぱり議員としての活動ではないと思うんです。むしろ、議場外での活動というのが大変僕は重要なことだと僕は思っています。益川議員は、今回のこの電磁波の影響について、具体的なお名前とか、聞いていません。何件ぐらい有識者の方に議場外でコメントを求めたり意見を伺ったりされたことがあるのかないのか、僕は分かりませんけども、ネットだけの情報で述べられているのか、自ら学者に実際にお会いになられて、有識者にお会いになられて聞かれているのであれば、そうですね、1人、2人聞いたとか、聞きに行きましたとか、そういうことがあればお伺いできればと思います。

3点目なんですが、同じくこの修正理由の中で、軟弱地盤についても指摘されているんですが、これらの疑問、不安、これも同じく、学者によってもいろいろと見解は違うと思うんですけど、ここについても、あくまでも百ゼロにこだわられるのか、ある程度大丈夫だというような見解が取れれば大丈夫なのか。僕も、ここの問題についても、ゼネコン関

係者とか有識者のほうにちょっといろいろ意見は、お伺いはしているので、その点についても、あとは、先ほどと同じく、自らどの程度、益川議員も、建設関係の会社とか有識者のところに自ら、ネットだけの情報ではなくて、実際に足を運ばれてされたのかどうか。具体的な名前とかそんなことではなくて、ある程度件数とか、状況的なことを、可能な範囲で、任意でお答えいただけたらと思います。

あと、4点目なんですけど、これは修正理由の中で益川議員が述べられていたのでちょっとお伺いするんですけど、陶器先生のことを今回、今、お名前で出されたと思うんですよ。

(「出していない」の声あり)

○17番（稻垣誠亮君）　出されていませんでした。

(「あなたが今出しました」の声あり)

○17番（稻垣誠亮君）　じゃ、すいません。今の3点で。

○議長（荒川泰宏君）　特別委員会。予算常任委員会。

○17番（稻垣誠亮君）　失礼しました。じゃ、以上3点で、取りあえずお答えいただけたらと思います。

○議長（荒川泰宏君）　暫時休憩します。

(午後2時26分　休憩)

(午後2時27分　再開)

○議長（荒川泰宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、稻垣議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君）　すいません、先ほどの発言で一部訂正させていただきます。

4番目の質疑をしけたときに、私、「陶器先生」というお言葉を出しましたが、それは、委員会報告のときの発言と私、錯誤をしていまして、4番目の陶器先生云々以下のしけた質疑の発言については取り消しさせていただきたく思います。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○8番（益川教智君）　それでは、稻垣委員の3点の質問についてお答えいたします。

修正案において野洲市民病院整備事業97億5,200万円を削除しているが修正可決された場合、これにより総合体育館横の市民病院開院が遅延するが、それをどのように考えるかお伺いしますということで、現状の今の病院についてもどうするかということであ

りますが、まず一旦この書面、この文書についてご回答させていただきます。

温水プール跡地に行くに当たって、栃木市長は熟考という名のもとに、4か月ですか、5か月ですか、ずっとそうやって検討しておられました。その最中はブラックボックスで、誰が聞いてもお答えいただけませんでした。今後病院をどこに整備するというのは、30年、40年、50年先の市のことも考える必要が、栃木市長がおっしゃるように、あるのかもしれません。今回それを考えるに当たって、こうやって議会が開かれて、私たちがそれぞれの意見を持ち寄って公開の場で審議しているわけであります。速やかな病院整備というのは重要ですが、それ以上に大切なことは、しっかりと持続可能な病院が建てるかということですので、その点をご理解いただければと思います。

現病院の耐震関係については、最低限、命を守るということでありました。耐震の問題だけではないということも私は重々認識しておりますし、もし現病院、温水プール跡地での病院運営というものが頓挫した場合、そして、さらに言いますと、駅前の病院というものがなくなった場合、駅前の土地が売られてしまった場合ですね、などを考えると、そのような状況になった場合には、現病院、現地において持続可能な運営というものを考える必要があるのかもしれません、私は、先ほども申しておりましたが、駅前での病院整備がずっと訴えていることありますので、それも併せてご理解をいただければと思います。

2点、2つ目と3つ目の質問、これ、ともに電磁波の健康や医療機器の影響がなくなればというのと、軟弱地盤についての懸念がなくなればということありますが、この本案、原案に賛成するのかということをお伺いかと思うんですけども、客観的根拠に基づいて、合理的な理由、メリットが説明されて、それで私が納得できたのであれば、それは当然賛成させていただきます。

あれでしたっけ、有識者等に何件聞いたかでしたっけね。電磁波に関しては、電力会社等にお伺い、とやり取りをしたというところですね。それぞれ、軟弱地盤については、資料などを参考にしているところで、ネット、ネットネットと言われますけれども、しっかりと、ネットが悪いというわけではないですけれども、書籍等も当たった上で判断しているということです。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 益川議員、ありがとうございました。再質させていただきたいと思います。

まず、益川議員が、体育館横の病院整備が実行困難な場合になった場合に、現地での病院も検討していかなければいけないというような発言がありました。そこは僕、初耳だったので、理解、そういうお考えだということを理解いたしました。

2つ目と3つ目なんですが、まず、電磁波のところについては、「関西電力」という言葉が、単語が、キーワードが出てきたと思うんですが。

(「関電は言っていないです。電力会社」の声あり)

○17番（稻垣誠亮君） 失礼しました。「電力会社」という言葉がお聞きしましたが、それは、例えば、一般的に見解を問うのであれば、ある程度の資料を用意して、実際に直接訪ねて、ある程度の意見交換とかは必要だと思うんですが、これは、今回の一般的な、一般論としての電話取材をされたということで理解してよろしいですかね。お願いいいたします。

3点目については、軟弱地盤については、参考資料等、文献を調べられたということですが、2番目もそう、先ほどの電磁波もそうなんですが、軟弱地盤もそうなんですが、ある程度有識者とかに見解を問うて反対されるのであれば、もう少し固められたほうがいいのではないかと思うんですが、そのところはどうですか。その点、再度お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） それでは、稻垣議員の再質問にお答えいたします。

すいません、1点目のご質問の前に、前段で言われた、現地での、温水プールが駄目だった場合、現地での建て替えも益川議員は検討されているということを発言されました、ちょっとそれ、途中が抜けていまして、温水プール跡地が駄目で、その場合に、同時に、駅前の病院用地とされていた場所もなくなった場合、やむを得ない場合として、そのようなことも検討する必要があるのかもしれないということをお答えさせていただきました。

2番、3番については、要するに、自分がどのように資料を集めのか、自分の発言について裏づけを取るかというところであるかと思いますが、それは、議員それぞれが、それぞれの判断で、それぞれのやり方でやるべきものであり、必ずしも有識者と言われる方々に直接お会いする必要はないんだろうと思いますし、そういう方々が、しっかりとエビデンスとして書籍等で示しておられますので、そういうものを参考にすることで十分ではないのかなと考えます。

何でしたっけ。電話で言ったかどうかですね。直接お会いしてお聞きしています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第11号に対する修正案、議第19号から議第34号まで並びに請願第1号について討論を行います。

議第11号に対する修正案以外の議案については、討論通告書が提出されております。

この際、修正案についての討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第2号について、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 1番、小菅康子です。

私は、議第2号令和5年度野洲市一般会計予算原案に対して、反対の立場で討論を行います。

2月定例会の議案質疑や一般質問でも申し上げましたように、3年にわたるコロナ禍の影響は現在一見感染が収まりつつありますが、異常な物価高騰の中、市民の暮らしや地域経済は引き続き大変な状況であることは変わらないと思います。それだけに野洲市行政と、その具体化となる一般会計当初予算は市民の暮らしを守る立場でなければならないと思います。

その観点から予算を見ました場合、生活困窮者に対する諸施策の継続実施、新規事業として新婚世帯への家賃補助制度の実施、また、原発事故を想定した安定ヨウ素剤の備蓄、中主小学校や北野小学校の増築や改修など、市民の期待に応える予算を計上されていることは評価できると思います。

一方で、令和4年度から実施されました行財政改革のもと、市民負担増とサービス切捨てにつながる、公共施設の利用料の値上げ、また、年間約7,000件もの利用がある市民サービスセンター廃止を4月から実施されます。市民からは、「なぜ廃止するのか」と存続の声が寄せられています。

さらに今、国でも地方自治体でも、少子化と子育て支援の重要性が強調されています。本市でも国の施策として伴走型子育て支援事業が行われますが、市として全体を見た場合、

例えば、子どもの医療費無料化では、令和4年度から、通院で小学校卒業まで実施されたことについては一步前進と評価いたしますが、しかし、全国的には、約1,700の自治体のうち、1,660自治体が既に中学校あるいは高校卒業まで実施しています。実施していないのは僅か40自治体だけです。県下でも19市町のうち、実施していないのは野洲市をはじめ5市だけです。これは基本的に国の施策で行うべきものであることは分かりますが、地方自治体の努力も必要かと思います。市長は「県の推移を見守る」と答弁されました。これは財政の問題でなく、子育て支援に対する姿勢の問題だと思います。早期に中学卒業まで実施されることを求めます。

以上、本予算案について述べましたが、今ほど、市民を守る施策が求められているときはないと思います。このことを十分認識いただくことを求めて、反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、益川教智です。

それでは、議第2号令和5年度野洲市一般会計予算原案に対して、反対の立場で討論いたします。

本市は現在、新病院の整備予定地を駅前から温水プール跡地へと変更したことに伴い、駅前での税収及びぎわいを生み出すものとして、複合商業施設整備を進めようとしています。病院の整備予定地となった温水プール跡地については地盤軟弱が懸念されてきたところ、市はそれを覆すエビデンスとして、専門家が確認したとしてその地盤に問題はないと説明してきました。しかしながら、先ほど来、このたび専門家は、自分は本地盤で建設可能であると保証したことなど一切ないとして、地盤は大丈夫であると説明してきた市の説明は全く根拠のないものとなりました。

ここから、温水プール跡地での病院整備を前提としてきた駅前の複合商業施設整備は、その前提が崩れることとなり、このまま推し進めようとするることは認められません。

また、上記地盤に関するエビデンスとして市が提供した資料について、どのように資料が作成されたのかという情報公開請求に対しても全て非開示、また、この資料について誤解があるとして当該専門家から送られてきた文書を公開の場に示そうとせず、透明性からかけ離れた市政運営については看過することはできません。

さらに、駅前の複合商業施設整備に当たり、市が土地を取得する費用として約12億円を市の貯金であります財政調整基金から取り崩そうとしています。しかし、これは、前述のように、地盤軟弱の懸念が払拭されていない土地での病院整備というものを前提とする

ものであり、このような予算提案を認めることはできません。また、行財政改革の観点からも、市はこれまで、北部合同庁舎の市民サービスセンターの閉鎖や、使用料・手数料の改定等で様々に市民に負担を強いてきました。そのような中、上記のように理由のない駅前土地取得に係る費用約12億円を含む約16億円もの財政調整基金の取り崩しは、現在進めております行財政改革の目的である貯金を取り崩さない財政運営とかけ離れており、全く一貫性のない財政運営であると言わざるを得ません。

これらのことから、否決の場合に想定される義務的経費の執行による市民への影響や職員の負担などを勘案したとしても、次年度の市の大きな方向性を定める本予算を認めることはできません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第3号から議第5号までについて、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 1番、小菅康子です。

私は、議第3号令和5年度国民健康保険事業特別会計に反対の立場で討論をします。令和4年度では基金を活用して国保税率の引下げを行い、また、就学前の均等割が国施策で2分の1となり、一定負担軽減されたことは評価をいたします。しかし、野洲市の国保税は県下で6番目と依然として高く、また滞納世帯が366世帯おられます。令和5年度の当初予算では、税率は据置きとなっています。県の提示した保険税率が大幅に増額になる中で、現行税率を維持することについては一定評価はいたしますが、国保財政調整基金は令和4年度末で4億1,700万円となる見込みで、基金の保有状況から見ると引下げも可能ではないでしょうか。

野洲市の国保税が県下で高くなる要因の1つに、均等割があります。本市の医療分の均等割は1人2万6,900円で、これは県下19市町で一番高い税額になっています。均等割は所得に関係なく1人当たり定額で課税される税で、所得の低い世帯により負担が強くなる税です。この均等割については、保険税が安い・高いの議論以前の問題として、この均等割制度が不公平税制であるということで、全国的にも均等割の軽減や廃止を求める声が大きくなっています。

今日の社会・経済状況から、国民健康保険の被保険者は、かつてそれなりに自営業をはじめ、収入のある階層が多く占めていました。しかし、現在はいわゆる年金暮らしの層が多く占めています。加えて、コロナで傷んだ経済に加え、異常な物価高騰で、営業も暮ら

しも大変な状況です。このような中、高い国保税を課税するのではなく、市民に寄り添い、国保税率の引下げが必要と考えるもので、本予算案の反対討論とします。

続きまして、議第4号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年に導入されて15年になります。75歳以上の人を国民健康保険から切り離し、別建ての保険制度となっていますが、後期高齢者医療の保険料は2年に一度改正され、その都度、引上げがされています。

さらに昨年10月から、単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万以上の世帯に窓口2割負担が導入されました。年金など収入が限られ、さらに病気やけがの頻度が高い高齢者にとって負担の強化は許されません。経済的理由で受診をためらう高齢者を増加させるだけであり、本市でも保険料の滞納が発生しています。

減らされ続けてきた国庫負担を元に戻すべきと考えます。誰もが年齢を重ねれば病気などで医療にかかるることは必然です。ですから、年齢で医療を区別し、負担増を繰り返す制度矛盾の医療制度は廃止すべきものと考えます。また少なくとも国民健康保険と同様に、減らされ続けてきた国庫負担を戻すべきだと考えます。

以上の理由により、本予算に反対をします。

次に、議第5号令和5年度介護保険特別会計予算案に反対の立場から討論します。

本市では高齢化率は、令和5年3月1日現在で26.8%であります、毎年のように高くなっています。一方で、要介護認定者も、令和3年10月末現在ですが、2,376人おられまして、これも年々増加をしております。このような中で、介護が必要になったとき、介護サービスを受けられる保険制度でなくてはなりません。しかし、現実の介護保険の実態は、要望に応えられているのか、というと決してそうはないと思います。特別養護老人ホームの待機者は野洲市全体で延べ1,021人、令和3年ですが、にもなっています。

このようなとき、充実しなければならない介護保険ですが、実際はそれと逆行していると言わなければなりません。介護保険制度が導入されて25年目になりますが、度重なる介護保険制度の見直しで、介護保険料は約2倍に値上がりしています。また、介護サービス利用料でも負担は増え、施設入所の食費・住居費自己負担化、一定収入のある人のサービス利用料2割負担、現役並み収入のある人には3割負担となりました。また制度そのものでは、要支援を介護保険から外し、今後、要介護1・2も保険から外すことも検討され、

さらにケアプラン有料化やサービス利用料2割負担の対象者拡大や、保険料の納付年齢の引下げなども検討されています。

さらに、介護保険会計においてサービス量が増えれば、その負担が介護保険料に跳ね返る仕組みとなっています。また、介護職員の待遇は他産業と比較して賃金が低いことが問題になっていますが、これも結果として待遇改善をすれば保険料に跳ね返る仕組みとなってしまい、まさに制度の矛盾であります。ですから、保険あって、介護なしの事態にならないよう国庫負担割合の引上げ、介護保険料や利用料の減免が必要です。

以上、問題点と課題、指摘しましたが、被保険者が安心して受けられる介護保険にされるよう求めまして反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第11号については、原案及び修正案について、一括して行います。

まず、第12番、奥山文市郎議員。

○12番（奥山文市郎君） 12番、創政会、奥山文市郎でございます。

議第11号令和5年度野洲市民病院事業会計予算のうち、第5条債務負担行為、野洲市民病院整備事業の97億5,200万円について、賛成する立場で討論させていただきます。

議員の皆様方もご承知のとおり、一昔前から自治体病院経営を取り巻く状況は大変厳しく、県内外の市町の例を見るまでもなく、独立法人化、民営化、再編ネットワーク化などの模索をされている自治体は数多くあります。民間病院にはあり得ない、市からの繰出金に依存しても赤字基調となっているのが現実であります。これは、私も過去の経験則から身に染みて実感しております。

こうした中、本市は令和元年7月に民間病院を市立化するといった議決がなされました。私は、この厳しい病院経営環境下で、危うかった地域医療を守り、そして市民の命と健康を何よりも大切にするための本市の大決断であったかと思っていました。また、これを当時、一市民として遠めから眺めさせていただき、一抹の不安も抱いておりました。

時が過ぎて今、こうして議会で議論する立場を市民からお与えいただきまして、この不安を安心と希望に変えさせていただくため、何とか前へ進めるよう1年4か月余り、微力ながら努力してまいりました。

今まで、様々な紆余曲折はありましたが、難産の末、このたび、しっかりした針路を見いだし、昨年の11月定例会において、最適解である本市の中央部、体育館横において新

病院を整備するための準備工事予算も議決されました。新病院整備を進める船はもう既に港を出航し、市民の早期建設要望に応えるためには、もう後戻りはできません。一刻の猶予も許されません。

今後の新病院建設までの航海途上には、いろんな小波、中波があろうかと思いますが、市民の負託に全力で応えるためにも、一致団結して本市始まって以来の大事業を完遂させようじやありませんか。

この航海の本当の大きな荒波は、病院開院後にやってくると思います。そこは前川病院事業管理者を船長として、確かな針路、確かな航海技術でこれを乗り越えられ、市民に安心を与え、親しまれ、そして市民が誇れるような病院をつくり上げていただきたいと思います。

どうか、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 1番、小菅康子です。

私は、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算修正案に対して、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度野洲市病院事業会計予算では、病院建設事業の設計から建設まで一括発注するデザインビルト方式で行うため、令和5年度から8年度までの債務負担行為として、97億5,200万円が計上されています。一般質問や、議案質疑でも議論がありましたが、地盤問題や、建設費用の増大、病床配置や病院経営、収支計画など、まだ多くの課題をはらんでいると思います。

とりわけ地盤問題では、これまで市が建設地の地盤問題で立地場所として、専門家による立地として可能とした地盤評価の根拠に大きな疑問があることが定例議会開催中に守山野洲医師会の記者会見で明らかになりました。これは立地検証の根幹に関わる問題であり、本当にこのまま97億5,200万円もの債務負担行為で事業を進めていいのか、極めて疑問が残ります。

加えて、予定されています、一括発注方式の問題です。今年の秋にも一括発注の契約をされようとしています。通常でしたら、基本設計、実施設計、建設工事のその都度、議会での議決を経て、検証・改善など対応ができるのですが、一括発注方式では、一度発注したら、どうしても行政や議会のチェックが不十分になるおそれもあり、事業費の増大も懸念されます。野洲市にとって大事業であり、この進め方には疑問があるものです。

よって、本修正案に賛成をするものです。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第4番、石川恵美議員。

○4番（石川恵美君） 4番、石川恵美。

議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する修正案について反対し、原案に賛成の立場で討論をいたします。

修正案の提出者である益川議員が先ほど修正理由でいろいろ述べられた中で、利便性が悪く患者の来院手段が限定されているという説については、既に市が公表している野洲病院の来院手段に関わる調査結果を全く無視をされていると思います。

その調査では、外来患者の8割近くが自分または家族などが運転する自動車で来院されている実態が明らかにされております。このことから、市の中央に位置し、快適な道路網の結節点にあり、さらに平面で広い駐車場が確保できる現の計画地こそが、高齢者を含む野洲市民の移動の実態にマッチしており、市民病院としての利便性がむしろ高い場所であると考えるところです。

また、来院手段が限定されるという説についても、野洲駅北口からのシャトルバスや病院デマンドタクシーが検討されていることから、決して限定されないと思います。

また、医師・看護師の確保の困難が予想されるという説についても、国道8号バイパスや大津湖南幹線の開通が新病院の開院により先にかなうため、県内居住等の医療スタッフの自動車通勤には大変適した場所となります。結果、電車通勤のスタッフが多い場合に懸念される通勤困難による機能不全も解消され、災害時の緊急時に市民が頼れる病院にならしていくものと考えます。

次に、昨年12月に東京の電磁界情報センターの協力を得て市が開催された市民講座では、講師で所長の大久保教授が、WHOの結論づけとして、現在の証拠から低レベル電磁界の曝露によって人の健康影響があることは確認できないことを明確におっしゃいました。そして「高压送電線のような超低周波の磁界については、危険性が確認できない」とはっきりおっしゃいました。まだ高压送電線の危険性を語っておられます、それには科学的根拠がありません。

そして、今回主眼とされている地盤の安定性に関してですが、益川議員は、6月に市が出た見解にコメントを寄せていただいた専門家の先生が、最近、「資料にある意見のみで当該建物の安全性を保証する証拠とは言えない」と発信されたことを取り上げ、当該計画地の安全性の前提が崩れたなどと述べておられますが、なぜ益川議員が述べられているよ

うな結論になるのかが、私は正直全く理解できないところであります。

そう申しますのは、この専門家の先生は、科学者の視点で地盤を保証するなどとということは、いずれの段階にしても易々と言えるものではないという、至極当然のことを述べられているからです。

それにもかかわらず、恐らく先生が示された見解からその部分だけを切り取って、「専門家が保証できないと言ったので前提が崩れた」と放言されておられます、そのことは、せっかく見解を示してくださったその専門家の思いも踏みにじるものではないでしょうか。

なお、さきに執行部に確認いたしましたところ、安全性の保証というものは、たとえ岩の上であっても地盤単体で保証できるものではなく、その地盤と基礎の構造計画がセットで評価され、初めてそれでも基準に適合していると言えるまでのものであると言われました。

6月のリリースは、比較的浅いところに支持層となり得る地層があると見込まれますので、通常の杭基礎工法によって難なく建築可能である、と市が判断している理由について、専門の先生にその判断の妥当性として伺い、追認いただいたということでした。だからこれまで市長や担当職員からは、一度も、この専門家から得たコメントを得て、「保証を得た」などと言ったことがないということでした。

以上、いろいろと述べましたことから、今回の修正案に対しては、それを採択するべき根拠が全くないと思われます。しかしながら、今回おかげさまで、執行部案である総合体育馆東側市有地における新病院の計画どおりの進捗こそが市民の医療の安全と安心を確保するための最善・最速の法則であると改めてお示しすることができました。それへの感謝の言葉で締めて、私の修正案に対する反対、原案に対する賛成の討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第14番、橋俊明議員。

○14番（橋 俊明君） 第14番、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております令和5年度野洲市病院事業会計予算につきまして、修正案に対しまして賛成の討論をさせていただきます。

議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算につきましては、令和5年度から8年度にかけて97億5,200万円を上限とする債務負担行為が提案されております。

この体育馆病院プール跡地の新病院につきましては、建築物を支える地盤に関しまして、元ため池であることから、課題案件となり、大きな争点となっていました。

その地盤の安定性として市民病院整備運営評価委員会、病院整備特別委員会、病院整備

の市民懇談会において野洲市民病院の新たな整備場所（温水プール跡地）が建設可能地盤であることのエビデンスについてで情報提供され、運営評価委員会であり、評価委員であり、専門家のエビデンスの確認により、安全性を確認したとなっております。

そもそもこのエビデンスにつきましては、証拠、根拠とも訳され、検索エンジンで調べてみると内閣府では「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること」、つまりエビデンスに基づいた政策を内閣府が重要視しており、これに従って行動を執り行っていると内閣府がエビデンスについて定めております。

市が地盤の安全性を確認したエビデンスにより、評価委員会、議会特別委員会、市民懇談会の説明を乗り切っていた。しかしながら今回地盤の裏づけとなる根拠（エビデンス）が崩れ、この専門家は「地盤については、一般論を述べたのみであり、それ以上でもそれ以下でもない」、また「当該建物の安全性を保障する証拠とまでは言い切れないし、自身にはそのような職責も権限もない」と文書にて断言をされております。

さらに今議会の一般質問において、新誠会議員がこの専門家のエビデンスに関して説明を求める質問をしたところ、「諸般の事情により答弁は差し控える」と繰り返し、真相を迫ることを拒んだように感じ取ったことから、今後このような、対応、答弁をしないように会派から市長に要望書を提出したところであります。

まして、このような「諸般の事情により答弁は差し控える」という答弁は今まで議会では、私には記憶がございません。諸般の事情とはどのような事情であったのか。なぜ答弁は差し控えられたのか。この件に関しては、早急に真相を究明するために、病院整備特別委員会の開催を求めていきます。

今回のエビデンスをめぐる経緯により、温水プール跡地病院の地盤の安全性は大きく揺らいだものと我が会派は受け止めております。

以上のことから、エビデンス引用により市民の信頼を大きく裏切った温水プール跡地の病院整備の債務負担は認めることができないことから、今回の修正案に賛成するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 2番、田中陽介です。

議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算原案に対して、賛成の討論をいたします。

今回の債務負担行為97億円余り含む病院事業会計予算でありますけれども、債務負担

行為は基本設計デザインビルドの契約のため、全体の枠の予算を認めるものであります。

また、支出の際には個別で支払いのための予算が上がってくるということになります。

今回のこの議案につきましては、前年からプール跡地での計画が検討され、それ以降はでき得る限りの情報提供、そして、各懸念に対する対応というものを取られてきたと私は感じております。

場所や運営などなど方法論につきましては、100%これで成功するというような答えは、実質、これは出せないと思います。であれば、本来の目的、市民と、市民の今とこれからの中の未来のための病院整備を着実に進めていくことが大切ではないかという考えに至っております。

先ほどから皆さんおっしゃっております地盤に関しても、今の執行部のデータに基づき進めることについて、一般的に進め方としては問題ないと評価委員会、そしてその専門家が確認しているという中で、そもそもこの地盤が軟弱であるということに関しましても、昔から、今の橋議員のため池であったということであったりとか、そういうような話でありまして、現状、執行部のデータより明確なエビデンスというのが存在しない以上、特別困難な場所であるというふうには考えにくく、一般的な進め方というのが妥当ではないかなというふうに思っております。

また、その懸念も、今回の準備工事の予算は前段階で通っておりますので、契約の前にそれが明らかになり、それを基に入札が行われるということになると聞いております。

それ以外にも、収支の面でありますとか、先ほどの電磁波等々、なかなか不確定な要素で懸念がされている部分もあるわけですけれども、一方で、野洲市議会自身が、野洲の医療を守るために早急な整備をしなさいということを数年前からずっと、これは言い続けているということを忘れてはならないと思います。

また、これまで二転三転してきたこの整備計画、この当初予算でしっかりと枠組みをつくって進めていくことによって、病院で働くスタッフ、それから、患者さんにしっかりと安心いただいて、現病院の運営を安定させるという効果も見込めるのではないかと思っております。

もちろん、その安全性、それから、持続可能性、これは予算を通した後も引き続き、議会も最大限、この課題についてチェックをしていかなければなりませんし、それは全て、これから非常に高齢化を迎えてくるこの野洲市のためであり、そこで暮らす市民の皆さん

の福祉のためになければなりません。

我々が守るべきものは、自分たちの立場ではなく、過去の計画どうこうでもなく、いま一度、本当に何を守るべきなのか、何のための病院整備なのかというところに立ち返り考え、判断する必要があると考えます。

以上、賛成の討論といたします。

(「議長、暫時休憩を求めます。一部発言の訂正をいただきたい部分があります」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

(午後3時36分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、石川議員より発言を求められておりますので、発言を許します。

石川議員。

○4番（石川恵美君） ただいまの東郷議員のご指摘ですが、確かに認識の違いではありますけれども、「放言」という言葉に関しては、「発言」に訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第11号に対する修正案、議第19号から議第34号まで並びに請願第1号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより順次採決いたします。

まず、議第2号令和5年度野洲市一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 2 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 号令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 4 号令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 5 号令和 5 年度野洲市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 号令和 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 6 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 号令和 5 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号令和 5 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号令和 5 年度野洲市水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 9 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 10 号令和 5 年度野洲市下水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

(少數起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少數であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、予算常任委員会委員長から、決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）が提出されております。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君） 第9番、東郷克己でございます。

それでは、決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議についてご説明いたします。

ただいま、令和5年度野洲市病院事業会計予算が可決されました。

野洲市民病院の整備は、市民の大きな関心事であることから、当該事業は丁寧かつ透明性を持って進められる必要があります。

本市議会といたしましても、早急な新病院整備と安定した病院運営の確立、並びに将来にわたっての持続可能な病院運営が着実に実現されるよう、強く望むものです。そのためには当該事業推進上、重要な段階において、市議会での監視機能を發揮し市民に開かれた情報開示を担保すべきと考えます。

こうしたことから、当該事業の契約時において、あるいは事業推進上、特に重要な各段階において、野洲市民病院整備事業特別委員会の審議に付し、了解を得ることに努められた上で、事業を進めることを求める。さらに新病院開院後は、最大限の企業努力により医療の質向上と健全経営に努め、市立病院として公共の福祉向上の役割を果たすこととも、併せて求めることを野洲市議会としての意思決定とすべく、ご提案申し上げるものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川泰宏君） お知らせ申し上げます。

先ほど報道機関の方が来られました。録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申しあげておきます。

これより、ただいま議題となっております決議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第1号については、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時49分 休憩）

（午後3時58分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、益川教智です。

それでは、決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）、この原案について、反対の立場で討論いたします。

本附帯決議においては、大きく3点を執行部に求めるとしております。

その趣旨自体は一定理解できるものではありますが、特に2つ目、今後の当該事業推進上の特に重要な各決定段階においても、野洲市民病院整備運営評価委員会の意見を尊重するとともに、特別委員会に対して審議及び了解を得ることに努め、その進捗を市民に明らかにして事業推進すること、この点について、私としましては賛成できないことがありますので、ここに発言させていただきます。

今回、約100億円近い予算規模について、仮に懸念があるのであれば、今回市から提案されている基本設計から施工までの一体型のデザインビル方式ではなく、先ほど小菅議員の討論の中にもあったように、例えば基本設計の予算のみを認め、それを基とした実施設計及び施工一体型のデザインビル方式などを採用することによって、本決議で求めている病院整備における段階ごとの審議を、議会の有する権能として発揮することができます。

この点については、議会に提案権がないということを指摘する向きもあるでしょうけれども、通常、市が否決された議案について再び提案しようとする際、その否決理由を分析し、その問題点を解決した上で再上程するものと考えられます。つまり、否決に当たって、理由を明確化することによって、議会としての意思を伝えることが可能となり、これによって議会に与えられた議決権というものが適切に行使されるものと考えます。

今回の提案はそれをしてことなく、何ら法的拘束力を持たない特別委員会等での審議を求めるものであり、市の監視機関たる議会の振る舞いとして適切なものであるということはできません。

また、適時の適切な情報公開を求めていた点については、さきの予算常任委員会における本議案についての審議に当たり、提案者や賛成者は……。失礼。もとい、賛成された方は現状の執行部から、情報提供についてはおおむね問題ないというものであり、先ほどの田中議員の討論の中でも、市はできる限りの情報提供を行っているというものでありました。ここから、この本附帯決議（案）で求める情報公開というものは、これまでと同程度

のものである、それを許容する、そのような決議案であると私は認識しております。

しかしながら、本定例会のここまで議論や執行部とのやり取りから、私自身は、特に市の病院整備に関する情報開示、また、説明は全く不十分であると認識しており、このことからも、これまでと同程度の情報公開を求める本附帯決議（案）には賛成することはできません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 2番、田中陽介です。

決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）に賛成で討論をさせていただきます。

今回、大枠として、執行部案での病院整備予算が可決されました。

しかしながら、修正案が出されました。そして、守山野洲医師会からも、現状懸念の声が出ております。また議会でも今回も賛否が分かれたという、これは事実であります。

だからこそ、本当に執行部の説明どおりにしっかりと進めているのか、透明性を持ったやり方ができているのか、引き続き議会は十分なチェック機能を発揮しなければなりません。

また、先ほど益川議員は「議決権」という言葉を使われましたけれども、そういう意味では、予算の執行の際には、またこの予算の議決がありますので、一定それは担保されていると言えるかなと思います。

また、この賛成可決というのは目的に対するこの事業を執行していく権限を野洲市長に付したものであり、その執行は各段階によりしっかりと説明されて、それを我々がチェックしなければなりません。

こうした認識を執行部、議会双方が確認し、互いに緊張感を持ちながら野洲市の発展のために寄与していくことが二元代表制の本質であると考えます。

そのために、議会として、市長追認の議案賛成ではなく、議会もまた市民の福祉のため、早急な課題解決のための決断をしたということを表明し、今後丁寧かつ迅速な事業推進と透明性の確保を求める必要があると考えます。

予算の枠が決議により認められた以上、これは議会の、議会としての意思決定であります。今後の議論は、この決定の先の話を議論していく、こういうものになります。今まで賛成であった、反対であったということに関係なく、それぞれの知見、それから知恵を持って出し合って、その議論をよりよいものにしていく議論を進めていくことが我々の役割

だと考えます。

その意味からも、可決後、議会の予算常任委員会として提出されたこの附帯決議には、議案の賛否にかかわらず、議会のあり方を示す意味でも全員の賛成をもってこの意思を表明することを望むものであります。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号野洲市個人情報保護審査会条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市企業版ふるさと納税基金条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市都市計画事業基金条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市立幼保連携型認定こども園条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一

部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号工事請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事））について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号市道路線の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

お諮りいたします。

議第37号から議第39号まで、発議第1号及び発議第2号並びに意見書第1号及び意見書第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第37号から議第39号まで、発議第1号及び発議第2号並びに意見書第1号及び意見書第2号を日程に追加し、議題と

することに決しました。

なお、以降の追加日程は、順次繰り下げることいたします。

(追加日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、議第37号から議第39号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）他2件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第37号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）他補正予算1件、議第39号訴えの提起について。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木議長。

○市長（栢木進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、令和4年度の補正予算1件、令和5年度の補正予算1件、訴えの提起1件の合計3件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

まず、議第37号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）については、繰越明許費を定めるものです。

内容としましては、工事部材の品薄化などの影響により、年度内での完了が見込めない、新発達支援センター等新築事業をはじめ、年度内に完了が見込めない全16の事業に係る予算について、総額で16億5,359万8,000円を翌年度に繰り越すものです。

次に、議第38号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算それぞれに2億1,413万9,000円を増額します。

歳出の内容については、衛生費では、新型コロナワイルスワクチン接種事業費について、ワクチン接種の特例臨時接種期間の延長が決定されたことから、令和5年度事業に係る予防接種委託料などを追加します。

土木費では、河川維持補修費について、一級河川中ノ池川のフラップゲートを改修するため、設計委託料を追加します。

歳入では、新型コロナワクチン接種事業に係る国庫支出金及び諸収入並びに繰越金を追加いたします。

次に、議第39号訴えの提起についてご説明申し上げます。

本議案は、19か月にわたり連続して市営住宅使用料及び駐車場使用料を納付せず、また、この家賃等の滞納を理由とした、野洲市営住宅条例第44条第1項第2号の規定に基づく市営住宅等の明渡し請求においても、全く誠意ある態度を示さない市営住宅の入居者に対し、当該市営住宅及び駐車場の明渡し並びに当該滞納家賃等の支払いを求め、大津地方裁判所へ提訴するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第37号から議第39号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号から議第39号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第37号から議第39号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第37号から議第39号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第37号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号訴えの提起については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部の皆さんには、再開時刻を追って連絡いたします。議員の皆様は、このままでお待ちくださいませ。

(午後4時23分 休憩)

(午後4時24分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第3、発議第1号野洲市議会の個人情報の保護に関する条例及び発議第2号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則を廃止する規則を一括議題とします。

発議第1号及び発議第2号の発議書（案）は、既に送付したとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第12番、奥山文市郎議員。

○12番（奥山文市郎君） 12番、奥山文市郎でございます。

それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号野洲市議会の個人情報の保護に関する条例については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールが地方公

共団体に適用されることとなったところ、地方議会はこのルールの適用対象外とされたため、野洲市議会において、法の定めるルールに沿って、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものであります。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、発議第2号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則を廃止する規則について説明を申し上げます。

本規則は、野洲市個人情報保護条例が廃止されることから、同条例の施行について定めた市議会規則を廃止するものであります。

なお、本規則は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、発議第1号野洲市議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則を廃止する規則は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第4)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第4、意見書第1号及び意見書第2号深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）他1件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君） 第9番、東郷克己でございます。

意見書第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年、令和4年度の出生数が80万人を切りました。非常に深刻な事態と受け止めております。

この状況は野洲市においても同様でございまして、平成30年には465人いた出生数、赤ちゃんが、令和4年度には355人となっております。ちなみに、転入転出等もございますが、0歳から4歳までの平均の各年代の数は404人、5歳から9歳までを取ると465人、10代の子どもたちの各年代の数は507人、20代では、各年代535人というふうに、年々減ってきているのが状況でございます。

平成6年にエンゼルプランというものが導入され、政府は必死に少子化対策に取り組んできたところでございますが、残念ながら効果を上げているとは言えない実態がございます。岸田総理は、その状況を踏まえて、次元の異なる少子化対策を実行すると述べられております。そして、今議会でも可決されましたように、結婚新生活支援の制度の根拠となる国策を遂行しておられます。しかし、これをもっと拡充していく必要性があると認識をしております。つまり、これまでの少子化対策は、子どもが生まれてからの子育て支援のみでございました。現実的には、結婚した夫婦から生まれる子どもの数は、ほぼ2、今

でも、結婚した家庭の出生数は、合計特殊出生率1.9を維持しております。こうしたことから、結婚したくてもできない若者、これを支援する制度を取り入れて、結婚から妊娠、出産、育児と切れ目のない支援をしていくことが何より重要なと考えております。

今、政府もこのような方針にかじを切っているところと認識をしておりますが、小出しにこの制度をするのではなく、大胆で思い切った施策が重要な今、状況に差しかかっているというふうな状況認識から、今般の意見書を提出するものでございます。

各議員のご理解とご賛同、心からお願いを申し上げ、趣旨の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第2号について、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました、野洲市精神障がい者の家族会より、精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書の中で、滋賀県に対し、医療費助成制度の改善を求める意見書の提出の要望がありました。それを受けまして、滋賀県に対しまして意見書を提出するものです。

精神障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障がいを一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。しかし、医療費助成については身体・知的がい害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障がい者は精神科通院のみ助成の対象になっており、精神科以外の病気で他の診療科にかかる場合は3割負担です。身体・知的障がい者と同等の医療費助成をすべきであると考えます。

また、滋賀県保健医療計画にも、精神障がいの有無にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる、と記されています。精神科以外の診療科にかかる場合、3割の医療費負担がかかるために、受診をちゅうちょされる方があり、安心して医療を受けられる現状ではありません。

全国23都府県では、既に精神科受診、入院、一般診療科受診、入院ともに助成を行っています。滋賀県としましても、改善に取り組んでいくべきと考え、別紙のとおり、滋賀県知事に対し、現行の医療費助成制度の改善を求める意見書を提出します。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号及び意見書第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号及び意見書第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号及び意見書第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第1号及び意見書第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、意見書第1号深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を4時50分といたします。

(午後4時39分 休憩)

(午後4時50分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和5年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る2月28日から本日に至りますまで25日間開催いたしました。

令和5年度各会計予算をはじめ、多くの案件につきまして、慎重なるご審議の上、全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会での代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じまして、病院整備、野洲駅南口整備をはじめ福祉、教育、農業、道路整備など様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新年度予算や各条例をお認めいただきました。施政方針で申し上げた各分野に着実に取り組み、「笑顔あふれるまちづくり」を進めてまいります。

新規事業としまして、野洲市内で新生活をスタートされる新婚世帯を対象に、住宅取得費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、少子化対策及び本市への定住促進を図ってまいります。

その他、保育施設等整備事業、いじめ等対策事業、健康づくり、介護予防推進事業、雨水幹線整備事業、河川防災ステーション等整備事業、ふるさと納税推進事業などの重点事業におきましても、適切かつ迅速に実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、感染症法上の位置づけが本年5月から、現在の2類相当から5類に移行される方針が示されましたが、ワクチン接種においては、令和5年度も特例臨時接種期間が1年間延長され、自己負担なしで接種が継続されることから、市においても引き続き円滑な接種体制の構築に努めてまいります。

市民病院整備につきましては、市の中央に位置する総合体育館東側市有地において整備を進めるための重要な予算をお認めいただきましたので、準備工事及び本体工事の設計施

工の一括発注に向けて着実に事業を進めてまいります。

また、野洲駅南口周辺整備事業につきましても、にぎわいを創出するための構想の具現化に向けた委員会での検討を進めるとともに、官民連携事業者の選定に向けた準備も進めてまいります。

結びに、議員の皆様には、年度末何かとご多忙のことと存じますが、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和5年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後4時54分　閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年3月24日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 村田弘行

署名議員 木下伸一